

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団仁和会が運営する聖園病院(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

(指定訪問リハビリテーション等の運営の方針)

第2条 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うこととする。

2 指定訪問リハビリテーション等は、病状が安定しており、診察に基づき実施される計画的な医学管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通所が困難な利用者に対して行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前項のほか、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令第37号)」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚労令第35号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 聖園病院
- 2 所在地 新潟市西区青山7丁目9番10号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：5人以上
医師の指示及び訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画(以下「訪問リハビリテーション計画等」という。)に基づき、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚法等により、指定訪問リハビリテーション等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から金曜日までとし、国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末年始(12月30日から1月3日)及びお盆(8月13日)を除く。
- 2 営業時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション等は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーション等は、利用者の心身の状態及び生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医意見書に基づき、訪問リハビリテーション計画等に沿って実施するものとする。
- (2) 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うこととともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。
- (3) 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
- (4) 指定訪問リハビリテーション等を実施した場合は、終了後速やかに、利用者の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」(以下「算定基準」という。)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告127号)」(以下「予防算定基準」という。)に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

- 2 利用者の都合によりサービスの利用を中止し、かつ、事前(午前に利用の場合は前日の午後5時まで、午後に利用の場合は当日の午前9時まで)に連絡のない場合は、キャンセル料として1回につき500円を徴収するものとする。
- 3 通常のサービス提供地域を超えてサービスを実施する場合は、算定基準及び予防算定基準に5%を加算し徴収するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は以下の通りとする。

西 区：青山、青山新町、青山水道、有明町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐東、浦山、上新栄町、亀貝、小新、小新大通、小新西、小新南、小針、小針が丘、小針上山、小針台、小針西、小針藤山、小針南、小針南台、坂井、坂井砂山、坂井東、須賀、関屋、関屋堀割町、大学南、寺尾、寺尾朝日通、寺尾上、寺尾北、寺尾台、寺尾中央公園、寺尾西、寺尾東、寺尾前通、西有明町、西小針台、東青山、平島、真砂、松海が丘、松美台

中央区：旭町通1番町、旭町通2番町、有明大橋町、有明台、医学町通2番町、一番掘通町、学校町通1番町、学校町通2番町、学校町通3番町、川岸町、汐見台、水道町、関新、関南町、関屋、関屋大川前、関屋御船蔵町、関屋金鉢山町、関屋金衛町、関屋下川原町、関屋昭和町、関屋新町通、関屋田町、関屋松浜町、関屋本村、関屋松波町、関屋恵町、白山浦、白山浦新町通、浜浦町、文京町、掘割町

(虐待防止のための措置)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待防止のための職員に対する研修を定期的実施するものとする。
- (4) (1) から (3) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業所は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第10条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認するものとする。
- 3 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う職員は、当該リハビリテーションの提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

(緊急時の対応等)

第11条 職員は、指定訪問リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡するものとする。

- 2 主治医への連絡が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生し

た場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情対応等)

第13条 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第14条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(従業者の研修)

第15条 事業所は、職員の資質向上を図るため、全ての職員に対し、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内に実施

(2) 継続研修 年1回以上実施

(記録の整備)

第16条 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画

(2) 提供した具体的サービス内容等の記録

(3) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この運営規程は平成25年3月1日から施行する。

この運営規程は令和6年3月1日から改正施行する。